

昭和二十五年文化財保護委員会規則第七号

(原簿)

国宝又は重要文化財指定書規則
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四
号)第二十八条第二項の規定に基き、国宝又は重
要文化財指定書規則を次のように定める。

(一)の規則の趣旨

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百
四十号。以下「法」という。)第二十八条第三

項の規定により国宝又は重要文化財の所有者に
交付する指定書に記載すべき事項及び指定書の
附書、形式、再交付、原簿等については、この
規則の定めるとこによる。

(記載事項)

第二条 指定書には、左に掲げる事項を記載する
ものとする。

- 一 当該国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 法第二十七条の規定により国宝又は重要文
化財に指定された年月日
- 三 当該国宝又は重要文化財が建造物であると
きは、その構造及び形式
- 四 当該国宝又は重要文化財が絵画、彫刻、工
芸品その他建造物以外のものであるときは、
その寸法、重量又は材質その他の特徴
- 五 指定書の記号番号
- 六 当該国宝又は重要文化財の所在の場所
- 七 当該国宝又は重要文化財の所有者の氏名又
は名称及び住所

(附書)

- 1 前条第一号の員数に細目がある場合には、
その細目及び同条第三号又は第四号に掲げ
る事項は、指定書の附書に記載するものとす
る。この場合において、附書は、当該指定書の
一部分として取り扱うものとする。
- 2 前項の附書には、当該指定書の裏面に掛けて
割印を押すものとする。

(形式及び記載上の注意)

第四条 国宝の指定書及びその附書並びに重要文
化財の指定書及びその附書の形式及び記載上
の注意は、それぞれ別表第一から別表第四までの
通りとする。

(再交付)

第五条 指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、
又はこれが滅失し、若しくは破損した場合は、
その再交付を申請することができる。この
場合においては、これらの事実を証明するに足
りる書類又は破損した指定書を添えなければな
らない。

別表第二

別表第三



令第五三号

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法
律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日
(平成十三年一月六日)から施行する。

別表第一

附 則(平成二二年一〇月三一日文部省

令第五三号)抄

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する
法律の施行の日(昭和五十年十月一日)から施
行する。

附 則(昭和五〇年九月三〇日文部省令

第三三号)抄

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する
法律の施行の日(昭和五十年十月一日)から施
行する。

附 則(昭和五〇年九月三〇日文部省令

第十九年文化財保護委員会規則第二号)

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する
法律の施行の日(昭和五十年十月一日)から施
行する。

附 則(昭和五〇年九月三〇日文部省令

第十九年文化財保護委員会規則第二号)

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する
法律の施行の日(昭和五十年十月一日)から施
行する。

附 則(昭和三十一年文化

財保護委員会規則第二号)

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する
法律の施行の日(昭和五十年十月一日)から施
行する。

別表第四 監査報告書の記載事項の記載の方法	
監査報告書の記載事項	監査報告書の記載事項
監査報告書の記載事項	監査報告書の記載事項